

不利益処分についての審査請求に関する規則及び退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則を制定し、公布する。

令和八年三月三十日

仙台市人事委員会

委員長 吉田 広志

仙台市人事委員会規則第六号

不利益処分についての審査請求に関する規則及び退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部を改正する規則

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第一条 不利益処分についての審査請求に関する規則(平成十六年仙台市人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(公示の方法による文書の送付)</p> <p>第五十三条 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、<u>人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合においては、公示の日から起算して十四日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(公示の方法による文書の送付)</p> <p>第五十三条 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付することができないときは、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>2 <u>仙台市行政手続条例(平成七年仙台市条例第一号)第十三条第四項の規定は、前項の公示の方法による文書の送付について準用する。</u></p>

(退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則の一部改正)

第二条 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則(平成二十二年仙台市人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(所在が判明しない場合の取扱い)</p> <p>第十四条 人事委員会は、処分を受けるべき者の所在が判明しない場合においては、第二条第二項、第三条第一項、第五条、第七条第二項及び第十一条第二項の規定による通知を、<u>人事委員会が当該通知を保管し、いつでも当該処分を受けるべき者に交付する旨を公示することによって行うことができる。この場合においては、公示の日から起算して二週間を経過したときに、当該通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。</u></p> <p>[新設]</p>	<p>(所在が判明しない場合の取扱い)</p> <p>第十四条 人事委員会は、処分を受けるべき者の所在が判明しない場合においては、第二条第二項、第三条第一項、第五条、第七条第二項及び第十一条第二項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>2 <u>仙台市行政手続条例(平成七年仙台市条例第一号)第十三条第四項の規定は、前項の公示の方法による通知について準用する。</u></p>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年五月二十一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の不利益処分についての審査請求に関する規則第五十三条の規定及び第二条の規定による改正後の退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則第十四条の規定は、この規則の施行の日以後に行う文書の送付又は通知について適用し、同日前に行った文書の送付又は通知については、なお従前の例による。

(人事委員会事務局審査給与課)